

訴訟事件の結果について

1 件名 貸金返還等請求事件の判決

2 訴訟事件名等

- (1) 事件名 貸金返還等請求事件（目黒区奨学資金貸付金）
- (2) 原告 目黒区
- (3) 被告 東京都日野市在住A氏（借受人）
目黒区在住B氏（連帯保証人）
- (4) 裁判所 東京簡易裁判所
- (5) 訴訟提起日 令和5年4月3日
- (6) 判決言渡日 令和5年5月22日

3 請求の趣旨

- (1) 元金70万円
- (2) 確定違約金23万2998円（令和5年4月3日現在）
- (3) 元金に対する令和5年4月4日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による違約金
- (4) 訴訟費用
以上を支払えとの判決並びに仮執行宣言を求める。

4 判決内容（区側勝訴）

令和5年5月22日に判決が言い渡され、「3 請求の趣旨」記載の内容について、区の請求が全て認められた。

なお、被告A氏及び被告B氏が控訴をしなかったため、令和5年6月22日に判決が確定した。

以 上

事案の概要

1 貸付状況等（令和5年4月3日現在）

(1) 貸付金額	128万円
ア 納付金額	2万円
イ 滞納額	70万円
ウ 期限未到来額	56万円
(2) 貸付時期	平成22年4月～平成25年3月
ア 入学準備金	20万円
イ 奨学資金	108万円
	(平成22年4月から同25年3月まで月額3万円)

円)

- (3) 返済期間 平成29年4月～令和9年11月（128回払い）
奨学資金返還猶予願により、平成29年4月から返済開始

2 訴訟提起以降の経過

令和5年4月 3日	訴状を東京簡易裁判所に提出。
令和5年4月12日	生活福祉委員会へ報告、文教・子ども委員会へ情報提供。
令和5年5月22日	第1回口頭弁論期日。被告B氏出頭。同日付けで口頭弁論が終結及び判決。 その後、弁護士と被告B氏が面談。面談の結果、被告B氏から分割納付により返済する意向が示される。
令和5年6月22日	被告A氏及び被告B氏が控訴をしなかったため、判決が確定。